

松江市明るい街づくり推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市の交付する松江市明るい街づくり推進事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「町内会・自治会」とは、構成員の親睦・相互扶助活動を行うことを目的とする、住民により組織される住民自治の振興を図る組織をいう。

2 この要綱において「地区連合会」とは、松江市町内会・自治会組織振興に関する規則（平成17年松江市規則第182号）第2条第2項に規定する地区連合会をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	防犯灯設置事業補助金	防犯灯電気代補助金
補助金交付の目的	町内会・自治会、地区連合会（以下「町内会等」という。）が犯罪を防止するため市道等公衆道路その他の通路に設置する照明灯（以下「防犯灯」という。）の設置経費を補助することにより、防犯灯の設置を促進し、犯罪のない安全で、明るい街づくりを推進することを目的とする。	町内会等が維持管理する防犯灯の電気料金（以下「電気料金」という。）を補助することにより、町内会等が防犯灯を設置したことによる負担の軽減を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	町内会等が行う防犯灯設置事業（設置する防犯灯は、市長が特にやむを得ないと認めた場合を除き、光源に発光ダイオードを使用したものに限る。）	町内会等が行う防犯灯維持管理事業
補助対象経費	1 補助対象経費は、町内会等が設置する防犯灯の設置経費（用地取得費、借地に関する経費、造成工事費、既設防犯灯の撤去費及び維持管理に要する経費を除く。）とする。 2 新規に防犯灯を設置する場合は、1補助事業者当たり2灯までを補助の対象とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。	電気料金
交付の率又は金額	1 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（100円未満切捨て）とする。	補助金の額は、当該年度の電気料金と同額とする。ただし、地区連合会

	2 防犯灯 1 灯当たりの補助限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 電柱共架式 器具光束 900 ルーメン未満 25,300 円 (2) 電柱共架式 器具光束 900 ルーメン以上 1,800 ルーメン未満 34,600 円 (3) 電柱共架式 器具光束 1,800 ルーメン以上 42,000 円 (4) 自立式 器具光束 900 ルーメン未満 63,300 円 (5) 自立式 器具光束 900 ルーメン以上 1,800 ルーメン未満 72,600 円 (6) 自立式 器具光束 1,800 ルーメン以上 80,000 円	に未加入の町内会・自治会は、当該年度の電気料金の 3 分の 1 の額（100 円未満切捨て）とする。
補助事業者	松江市内の町内会等	
終 期	令和 8 年 3 月 31 日	

（着手届及び完了届）

第 4 条 松江市補助金等交付規則第 11 条の規定による着手届及び完了届は、これを省略するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 5 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書（別記様式）に確定申告書（写）等必要書類を添付し、当該仕入控除税額を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

（雑則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。